（前のページより続き）

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　九六
会社その他
会社決算公告　九九
一〇一

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四七号）（厚生労働省）

1　題名中「介護保険法第四十一条第一項本文の指定等」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定」に改めることとした。（題名関係）

2　東日本大震災の被害者の介護保険法第四一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の規定により延長された東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二六条の規定による改正前の介護保険法第四八条第一項第三号の指定に係る権利利益の一部について、当該権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二五年八月三一日から平成二六年二月二八日に延長することとした。（本則関係）

3　この政令は、一部を除き、公布の日から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（総務省）

1　別表に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、衣浦地区及び宇部・小野田地区について区域の縮小を行うこととした。（別表関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、愛媛県、山形県及び三重県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年記念貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は五、八二〇万枚とすることとし、一、〇〇〇円の貨幣は三五一万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五〇号）（環境省）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第三九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年九月一一日とすることとした。

◇移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五一号）（厚生労働省）

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二四年法律第九〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年九月一日とすることとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五二号）（厚生労働省）

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律（平成二五年法律第一七号）の施行期日は、平成二五年一〇月一日とすることとした。